

平成26年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成27年1月7日(水) 午後1時30分～午後3時
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大山 博委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、同係主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総務部長挨拶 2. 委員長挨拶 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度上半期 契約締結状況について (2) 平成26年度上半期 審議案件について <ol style="list-style-type: none"> ①制限付一般競争入札(2件) ②希望制指名競争入札(3件) ③入札後随意契約(1件) ④随意契約(特命随意契約)(3件) 4. 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・落札JV企業の虚偽行為等再発防止対策 ・工事案件の不調対策 ・契約・入札制度の改善について 5. その他 <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	平成26年4月1日～平成26年9月30日 総件数1,426件、制限付一般競争入札6件、総合評価方式入札2件、希望制指名競争入札580件、指名競争入札102件、随意契約736件
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 審議案件資料 4. 各報告事項
審議案件	合計 9件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

平成26年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 平成26年度上半期 契約締結状況について

事務局が平成26年度上半期の契約締結状況を報告。平均落札率は92.0%であった。

2. 平成26年度上半期 審議案件9件について

事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、質疑を行った。

(1) 制限付一般競争入札（2件）

- ①「仮称文化芸術活動拠点施設新設工事」
- ②「公共施設等雨水流出抑制施設整備工事（桐ヶ丘体育館）」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>①②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の事前公表をしている案件で、落札率が80%台というのは、健全な競争がなされたのではないかと感じるがどうか。 ・ 予定価格を事前公表しているにも関わらず、予定価格の1割以上低い金額で落札されているが、予定価格の設定において市場価格を適正に反映しているのか。予定金額をもう少し低い金額で設定できたのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を事前公表した場合、落札金額が高止まりするのではないかという考え方があるが、むしろ事前公表することにより上限額以上の金額で応札することができないため、今回の案件では上限額内での競争が適切に行われたものと考えている。 ・ 北区においても予定金額の積算をするにあたり、都と同じ標準単価の単価表を使用して積算を行っている。標準単価がないものについては、業者から見積りをとる場合もある。 ①については、予定価格の90%を下回る額で落札されているが、各者の入札価格は概ね10%の範囲内で収まっており、その差については誤差の範囲内と考えている。②も同様の考えである。

(2) 希望制指名競争入札（3件）

- ③「仮称シルバーピア赤羽北新築基本設計及び実施設計業務委託」
- ④「谷端小学校校舎階段室防火区画改修工事」
- ⑤「公園台帳作成委託（新河岸東公園）」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16者中6者が最低制限価格を下回る応札で失格となっている。最低制限価格が合理性のあるものなのか疑問がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格の設定については、工事の適正な履行の確保、労務者保護を目的としたダンピング防止対策であり、国や都と同様に行っているものである。 北区では、最低制限価格の設定範囲について予定価格の2/3から8割だったものを、今年度より予定価格の7割から9割に改正したところである。なお、最低制限価格については、各案件により設定しており、合理性はあるものと認識している。

(3) 入札後随意契約（1件）

⑥「桐ヶ丘郷小学校校舎棟賃借」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・校舎棟を賃借契約した原因は、児童数増によるものと考えてよいか。</p> <p>・6者中4者が辞退となっているが、辞退理由はなにか。</p>	<p>大型のマンションの建設や学校の適正配置などで、児童数が増加したことにより発生したものである。一時的な増加であることから、新たに校舎を建設するのではなく、校舎棟の賃借という形で対応したものである。</p> <p>・入札希望業者が少ないため希望制指名から指名制に切り替え入札を行った案件である。辞退した業者はいずれも区から指名を行った業者であり、主な理由としては、校舎棟の工事の際に適正な人員配置ができない、見積期間内に見積りができないなどの理由である。</p>

(4) 随意契約（特命随意契約）（3件）

⑦「北区図書館業務一部委託（王子地区分室含む4館）」

⑧「北区情報系ネットワークのサーバ及び関連機器等の保守業務委託」

⑨「東京都北区納付案内センター業務運営委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・特命随意契約の予算金額や契約金額は、どのように決まるのか。</p> <p>⑧について</p> <p>・安定的なネットワーク運営のため、特命随意契約は平成15年度から延べ10年行っている。安定性な運用は10年もあればできるだろうが、一方で業者との馴れ合いやこの業界が日進月歩の世界であることから考えて、10年はとても長いのではないかと感じるがどうか。</p> <p>・契約金額・予算金額の適正さについて問題はないのか。</p>	<p>・特命随意契約金額については、初年度の契約金額をベースとして2年目以降の金額を決める場合や複数の業者から見積りを取り決めている場合もある。</p> <p>なお、前年度の金額では難しい場合は柔軟に対応している。</p> <p>⑧のような保守業務の場合、ホストコンピューター等すべてに関係するため、どのタイミングで切り替えを行うかが問題としてあるが、多額な費用を要することもあり区の財政状況を含め考えると難しい面がある。</p> <p>契約管財課として、特命随意契約の可否についての判断を行っているが、金額については主管課が業者と協議の上決めている。また、予算金額については毎年度、財政部局が主管課にヒアリングを行い妥当な金額を計上しているものである。今回の委員会資料では、金額の適正さを判断できる資料がないため、次回から金額について参考となる資料の提出を検討していく。</p>

審 議 結 果

今回の委員会で審議対象となった入札案件については、入札金額が最低制限価格を下回ったことにより失格となってしまうというものがあつた。最低制限価格の設定がダンピング防止のためであるということは理解できるが、合理性についてももう少し弾力的な運用等がなされるよう要望する。

また、特命随意契約に関しては、特命とする理由については納得できるが、予算金額・契約金額が市場価格と乖離していないか、価格面での適切さをチェックできるような資料を提出するよう求める。

それ以外は、入札等の契約手続きが健全に行われ、適正な形で運用がなされていた。この委員会での提言がその効果の一助となっていることを期待する。